接骨院・整骨院で健康保険が使えるケースはわずかです

接骨院や整骨院では病院とは異なり、限られたケースだけ健康保険が適用になる、というルールになっています。マッサージ代わりの施術には保険証は使えません。全額自己負担となります。

早わかりチャート

Start

痛みの原因は次のうち、どちらですか？

負傷原因のはっきりした急性または亜急性（急性に準ずる）の外傷性の痛み	●内科的病気が原因の痛み ●日常生活からくる慢性的な痛み ●原因不明の痛み

次のうち、どの疾患ですか？

捻挫 / 打撲 / 挫傷（肉離れ等） / 骨折 / 脱臼

柔道整復師にかかることについて医師の同意は得ていますか？

はい	いいえ
○健康保険でかかれます	×健康保険ではかかれません※

＊応急手当てには健康保険が使えます

×健康保険ではかかれません

健康保険ではかかれない具体例

- ●日常生活からくる慢性的な疲労、肩こり、腰痛、体調不良等
- ●スポーツや仕事、家事等による筋肉疲労の改善等
- ●脳疾患後遺症等の慢性疾患
- ●打撲や捻挫が治ったあとのマッサージ等
- ●過去の交通事故等による後遺症
- ●特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした受診

柔道整復師は医師とは異なります

接骨院や整骨院で施術をする「柔道整復師」は、病院で治療をする「医師」とは異なります。柔道整復師は、レントゲンの撮影、手術や注射、ギプスの装着、薬の処方などの医療行為を行うことができません。

「部位転がし」が問題になっています！

1人の患者が肩・膝・腰など部位を変えて負傷と治癒を繰り返し、長期にわたって保険証を使い施術を受ける事例（いわゆる部位転がし）が問題になっています。施術が長期にわたる場合は、ほかの病気も考えられますので医師の診察を受けましょう。

『医療費のお知らせ』の内容確認をお願いします

当組合では、みなさんへ『医療費のお知らせ』を年4回（6・9・12・3月）お届けしています。柔道整復施術料も含め、保険証を使って受診した際の医療費等の内訳が記載されていますので、必ず内容の確認をお願いします。みなさんからの保険料を適正に活用するためにご協力ください。

施術内容についての確認をお願いすることがあります

健康保険を使って接骨院・整骨院にかかった方に、負傷の原因や施術内容について確認させていただくことがあります。当組合の財政健全化のためにも、照会文書が届きましたら必ずご回答いただきますようご協力をお願いします。